

入会金及び会費規程

(目 的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本作業環境測定協会（以下「協会」という。）

定款第8条の規定に基づき、協会の入会金及び会費に関して定める。

(入会金)

第2条 入会金は、次の表の左欄に掲げる会員の種別に応じ、それぞれ右欄に掲げる金額とする。

種 別		金 額
正 会 員	作業環境測定士	10,000 円
	作業環境測定機関（指定測定機関を含む。以下同じ。）	100,000 円
	自社測定事業場	100,000 円
賛 助 会 員	個 人	10,000 円以上
	法 人（委託測定事業場を除く。）	100,000 円以上
	委託測定事業場	10,000 円以上

- 2 会員が前項の表の種別のいずれに属するかについて疑義を生じたときは、会長が決定する。
- 3 入会金（100,000 円以上に限る。）の納入については、会長がやむを得ない理由があると認めたときは、入会申込年度と翌年度とにわたり、分割して、納入することができる。
- 4 協会の会員であった者が再度入会する場合には、入会金の納入は要しないものとする。

(会 費)

第3条 会費は、年会費とし、その額は、次の表の左欄に掲げる会員の種別に応じ、それぞれ右欄に掲げる金額とする。

種 別		金 額
正 会 員	作 業 環 境 測定 事業場 に所属する者	15,000 円

	境 測 定 士	会員でない作業環境測定機関又は自社測定 事業場に所属する者	30,000 円
		その他の者	15,000 円
	作業環境測定機関		150,000 円
	自社測定 事業場	常時雇用する従業員の数が 100 人未満	100,000 円
		常時雇用する従業員の数が 100 人以上	150,000 円
賛 助 会 員	個 人		15,000 円以上
	法 人（委託測定事業場を除く。）		120,000 円以上
	委託測定事業場		60,000 円以上

- 2 第 2 条第 2 項の規定は、前項の表について準用する。
- 3 事業年度の 2 分の 1 が経過した後に入会した会員の会費は、第 1 項の規定にかかわらず、第 1 項の表に規定する会費の 2 分の 1 に該当する額とする。

(会費の納入)

第 4 条 会費の納入は、原則として、毎年 6 月末までに、当該年度の会費を納入するものとする。ただし、会長が、やむを得ない理由があると認めたときは、半期毎に分割して納入することができる。

- 2 年度の途中において入会した会員の会費の納入は、定款第 7 条の規定に準ずるものとする。

(改廃)

第 5 条 この規程の改廃は、総会の決議に基づいて行う。

(附 則)

この規則は、昭和 54 年 9 月 25 日から施行し、昭和 54 年度分会費から適用する。

(附 則)

この改正規則は、昭和 56 年 4 月 16 日から施行し、昭和 56 年度分会費から適用する。

(附 則)

この規程は、昭和 60 年 5 月 16 日から施行し、昭和 60 年度分会費から適用する。

(附 則)

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行し、平成 25 年度分会費から適用する。

(附 則)

この規程は、平成 28 年 6 月 15 日から施行し、平成 28 年度分会費から適用する。